

# フィンランドのエデュケア制度改革2013年～2022年から見える 本邦の幼児教育・保育への示唆

Implications for Early Childhood Education and Care in Japan Seen from  
the Reform of Educare System in Finland in Years 2013-2022

匝瑳 岳美

Takemi Sosa<sup>1</sup>

小笠原 明子

Akiko Ogasawara<sup>2</sup>

前田 泰弘

Yasuhiro Maeda<sup>3</sup>

## 要約：

本稿は、フィンランドの2013年から10年間のECEC（Early Childhood Education and Care）における制度改革に注目し、本邦にとって有益と思われる改革内容に関して考察した。主に、フィンランド語の文献を資料とした。ECECと就学前教育の所管一元化、新たな幼児教育法の施行、ECECと就学前教育のための2種のコアカリキュラムの発表、評価基準の設置、コアカリキュラムに盛り込まれた実践保育でのICT活用など「学校教育と連結させる幼児教育」に重きを置いた改革が、本邦において、多文化・他言語保育への挑戦、それを支えるカリキュラムの質改善、ICT活用の導入、そして保育者養成課程の整備において重要な示唆となる可能性がある」と結論づけた。

キーワード：フィンランド、ECEC政策、制度改革、ICT活用、多文化保育

Keywords：Finland, Early Childhood Education and Care Policy, Institutional Reforms, Utilization of Information and Communication Technology, and Multicultural Care

<sup>1</sup> 長野県立大学健康発達学部こども学科 准教授

Associate Professor, Department of Child Development and Education, University of Nagano

<sup>2</sup> 長野県立大学健康発達学部こども学科 准教授

Associate Professor, Department of Child Development and Education, University of Nagano

<sup>3</sup> 長野県立大学健康発達学部こども学科 教授

Professor, Department of Child Development and Education, University of Nagano

## 1. 問題と目的

2000年代に入り、各先進国は、乳幼児期の教育と保育（Early Childhood Education and Care 以下ECEC）へより多くの財政投資を行い、「ECECの質を確保し追究」するための政策転換を行うようになった。その背景には、ECECが乳幼児の非認知スキル<sup>注1)</sup>の発達を促し、最終的に経済効果をもたらすとした研究結果<sup>1)</sup>を皮切りに、経済協力開発機構（以下OECD）が、人生早期の教育とそれに対する財政投資の重要性を強調したことにある。

欧州連合（以下EU）に目を向けると、2010年代に入り、ECECの社会的・教育的役割が注目され、欧州委員会は、2018年にEU全体の取り組みによる高い質を保ったECECを提供する推奨宣言を行った<sup>2)</sup>。またOECDのEducation 2030プロジェクトの一環である「ESD（持続可能な教育）」では、「ECECからの教育の連続性」<sup>3)</sup>が重要視されるようになった。

しかし、2020年代に入り、EUでは、新型コロナ、ウクライナ情勢、イスラエル・パレスチナ紛争、エネルギー供給問題による物価高騰とインフレ問題が、経済格差を広げ、貧困問題<sup>4)</sup>が深刻化した。さらに、従来からあった移民・難民問題に加わる問題として教育・ECEC分野での「教育の平等」や「多文化共生保育・教育」、「教員・保育者不足」といった課題に直面している<sup>5) 6)</sup>。

こうした中で北欧フィンランドは、デンマークと並んで保育者一人当たりが担当する園児の少人数化<sup>注2)</sup>が、他のEU諸国よりも進んでおり<sup>6)</sup>、ECECと就学前教育が融合した、少人数による手厚い一元型教育、エデュケア（Education+Care）を推進してきた。フィンランドは、2000年代に入り、就学前教育コアカリキュラムとECECコアカリキュラムを発表し、ECECから学校教育への教育の連続性を整備した<sup>7)</sup>。これは、1970年代から取り組んできた制度改革の結果でもあり、学校教育では生徒の学習到達度調査（以下PISA調査）<sup>8)</sup>に成果が表れ、国際的に注目されることになった。しかし、こうした成果にもかかわらず、ECEC分野ではその後、ICTの積極的活用など、質の高いECECの公的な提供<sup>9)</sup>のため2010年代以降、多くの制度改革が行われた。

この2010年代に行われた集中的・抜本的な改革の意図は何であろうか、また、いかなるビジョンに基づいているのかという疑問に関して、本邦では未だ分析・報告がなされていない。本邦の今後の幼児教育と保育の在り方を考える場合、フィンランドの先駆的事例から知見を得られる可能性もあり、この分析は有意義であると考えられる。

そこで本稿では、フィンランドで行われた2013年から約10年間の制度改革の内容を示すとともに、改革の意図を明らかにし、フィンランドのECECが直面する課題を指摘することで、それらが本邦の幼児教育・保育にとって有益な示唆を与える可能性に関して考察することを目的とした。

まず、第2節で研究方法を示したのち、第3節で「フィンランド幼児教育・保育の制度改革の10年間（2013年～2022年）」について「制度改革の内容（3.1）」、「実践保育でのICT活用（3.2）」の点からまとめる。そして「2030年に向けた制度改革と課題（3.3）」についてまとめた上で、第4節で本邦のECECの改善へのヒントとなり得る事項について考察する。

## 2. 研究方法

本稿では、フィンランドの2010年代からの法・制度改革やカリキュラム・ICT活用について、フィンランド語で書かれた文献を中心に検証する。

まずフィンランド教育文化省が発表した研究白書<sup>9)</sup> <sup>10)</sup> など基に、フィンランドのECECの状況と問題、制度改革について概要を把握する。次に、法・制度改正、ECECについてテーマごとに研究した文献<sup>11)</sup> <sup>12)</sup> <sup>13)</sup> を調査する。これらには英文資料等には見当たらない国内で注目されている見解や研究の視点が記されている。

これまで、本邦でもフィンランドの幼児教育・保育に関する先行研究は多々報告されており<sup>14)</sup> <sup>15)</sup> <sup>16)</sup>、最近では、保育史<sup>7)</sup> <sup>16)</sup>、ICT活用<sup>17)</sup>、ガイドライン<sup>18)</sup>などの報告がある。しかし、保育制度改革の経緯については先行研究がないことから、本論ではこの点を中心に分析・考察を行う。

なお、ECECに関する国内外のデータは、OECD<sup>19)</sup> や各省庁（内閣府<sup>20)</sup>、文部科学省<sup>21)</sup>、厚生労働省<sup>22)</sup> こども家庭庁<sup>23)</sup>）等の公的機関が発表したデータを利用する。

## 3. フィンランド幼児教育・保育の制度改革の10年間（2013年～2022年）

### 3.1. 2013～2022年の10年間の制度改革

フィンランドにおいて保育法の施行と制度が確立したのは1970年代である（図1を参照）。当時、大学機関に教育者・保育者養成課程が整備され、ECECが学術的研究分野として確立された<sup>7)</sup>。政府の研究白書<sup>9)</sup>は、その時代を第一次制度改革期（原文では改革の「第一波」）と位置づけている。続いて1984年に始まった第二次制度改革では、1985年に親の生活状況にかかわらず子どもには保育を受ける権利が認められた。またこれは1990年の法改正で3歳未満の子どもに対して、そして1996年の

改正では6歳未満のすべてのこどもに対して施行された。これを「個人が保育を受ける権利」<sup>注3)</sup>という。Pennanenら<sup>24)</sup>は、1989年に国連で採択されたこどもの権利条約を受け、フィンランドでは、同条約が1991年に批准されたことで、こどもが「守られる」ものから「社会に参加し権利を有するもの」へ認識が変化したとしている。

2000年代の第三次制度改革では、就学前教育の新コアカリキュラム<sup>25)注4)</sup>に加え、ECECコアカリキュラム<sup>26)</sup>が発表された。これによりECECと学校教育の連携が整備された<sup>7)</sup>。

2010年代に入ると、公的なECECサービス制度、保育費、活動環境に影響する更に多くの改正が短期間に施行された。時系列で順に見ていく(図1を参照のこと)。

本節を2013年からとしたのは、2013年1月1日に、ECECの所管が社会保健省から教育文化省(2010年に教育省から改名)に代わり、社会ケアサービスの枠組みから外されたことに依拠している。それまでのエシオペトゥス(就学前教育)は教育文化省の管轄であったため、ECECが一緒になることで、所管一元化となった。これを第四次制度改革<sup>9)</sup>と呼ぶ。ちなみに隣国スウェーデンは既に1996年時点で所管一元化を行っており、OECDの推奨する教育部門が主導する形<sup>27)</sup>となっているが、フィンランドは満を持して2010年代に大幅な改革を行った。

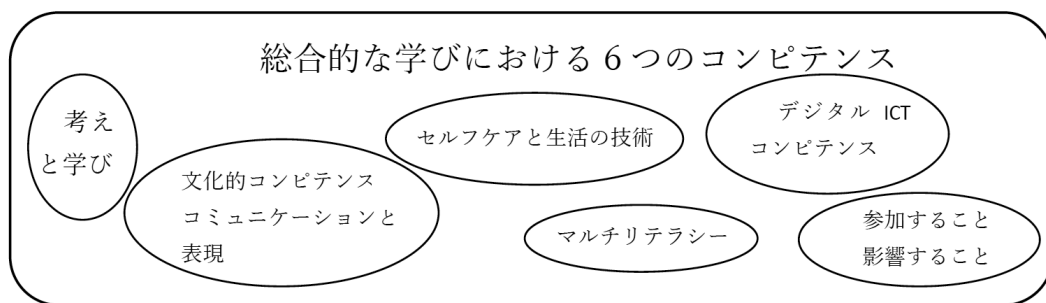
しかし、この改革には問題がなかったわけではない。Karila<sup>28)</sup>は、これで1990年代の「こどもの権利条約」の理念が実現されたわけではなく、この制度改革ではこどもに対して権利を無視した制限を加えるため、現場の保育者は、理想と現実に矛盾を感じながら仕事をする状況になったと指摘している。具体的な原因として、2点あげられる。まず、2013年の改革の時点で、1990年代の第二次制度改革時に施行された「個人が保育を受ける権利」が十分に遵守されておらず、自治体によっては、すべてのこどもが保育を受けられなかったこと。次に、2016年当時のシピラ政権によって、財政的な理由から、教育・保育への予算が大幅に削減され、保育者の給与体系や施設での配置基準の変更(保育者一人当たり園児8名へ増加)へ制限が加えられた。これらは、こどもの権利と活動性を限定しうる制度変更といえる。

第一次制度改革によって1973年に制定された「こどもの保育に関する法律」(以下「こども保育法」)は、2013年で40年を迎えた。前年の2012年までに計55回の改正が行われたが、ECECの教育文化省への所管移行を受け、この「こども保育法」は、2015年5月8日に「幼児教育法(Varhaiskasvatuslaki)」となった<sup>24)</sup>。

年	法・制度改革	教育関係・特記事項	制度改革	その他
1968			第一次制度改革	
1973	こどもの保育に関する法律 (こども保育法)	ラステナルハから バイヴァコティへ	↓	
1984		6歳児の就学前教育要領	第二次制度改革	福祉制度確立へ向け ていくつもの法が施 行される
1985	個人が保育を受ける権利	<b>就学前教育 (エシオベトウス) 開始</b> (参加は任意)	↓	
1990	個人が保育を受ける権利 3歳未満のこども対象		↓	大不況
1996	個人が保育を受ける権利 6歳児未満対象		↓	1995年EU加盟
1991		1989年国連の「子どもの権利条約」を フィンランドで批准	↓	
1998	基礎教育法改正	就学前教育を教育省の管轄へ	第三次制度改革	1999年通貨 ユーロへ
2000		<b>就学前教育ナショナル・ コアカリキュラム</b>	↓	
2003		<b>ECECナショナル・ コアカリキュラム</b>	↓	PISA調査にて注目さ れる
2013		<b>ECECが教育文化省へ移管 社会ケアサービスの枠組みから 就学前教育と同管轄下へ</b>	第四次制度改革	
2014		就学前教育および ECECコアカリキュラム改訂 (ICT導入)	↓	
2015	こども保育法から 幼児教育法へ改名	<b>6歳児の就学前教育義務化</b>	↓	
2016		教育文化省による <b>新ECECナショナル・ コアカリキュラム発表</b>	↓	
2017	幼児教育・保育利用料に関する法 律		↓	
2018	新しい <b>幼児教育法</b>	ECECの評価が教育文化省と国立教育評価セ ンターKARVIへ移管 ECECコア・カリキュラム改訂 (8月) 5歳児向け就学前教育の 第一回運用試行を開始 (2019年7月まで) 第2回運用試行 (2020年まで)	↓	
2021	新義務教育法施行	(5・6歳児のための) 2年制就学前教育 コアカリキュラム発表 <b>義務教育課程を18歳まで拡大</b>	↓	
2022		5・6歳児向け2年間就学前教育 運用試行 (2025年まで)	↓	
↓			↓	
2030		Education 2030 園長の採用規定の変更 公立園のスタッフが有する資格の 割合の変更	↓	Education 2030 ESD (OECD)

【図1】 フィンランドECEC・就学前教育の制度改革に関する年表1968年から（年表は著者が作成）

実際、ECECが教育文化省の管轄となる前の2012年時点で、全自治体の約67%が、ECECの所管を既に教育委員会事務局としていたため、移転による混乱は大きくなかった<sup>9)</sup>。2016年には、それまで社会保健省が作成・改訂していたECECコアカリキュラムが、教育文化省の国家教育委員会によって新たに改訂された。この新カリキュラムで強調されている点は、ECECの中に教育を基本としたこどもの「総合的な学びにおける6つのコンピテンス」<sup>26)</sup>が設定されたことである（【図2】参照）。また、自治体レベルのECECカリキュラムも所管一元化に伴って改訂された。自治体のカリキュラムは、地域ごとに特化された幼児教育や給食などその他のサービスに関する基準などを盛り込んでいる。



【図2】 総合的な学びにおける6つのコンピテンス

幼児教育法を受け、全国のECECの開発と改善は、教育文化省と国立教育評価センター KARVI (Kansallisen koulutuksen arviointikeskus) に移行された。KARVIは、ECECカリキュラムの運用と実施に関する評価方法の開発<sup>9)</sup>を行い、2018年にはカリキュラムの質の評価基準の枠組みを発表した。これにより、ECECの現場および国民レベルでの幼児教育の構造・構成と内容の基礎とその評価方法が確立した。

2017年3月の「幼児教育・保育利用料に関する法律」では、保育料が家族構成や保護者の所得、保育の利用時間などを基に算出されるようになった<sup>9)</sup>。例えば、週20時間の利用であれば、保育料全額の40%が減額になり、週35時間以上の利用であれば全額支払いといった計算になる。これにより多くの家庭が負担する保育料が減額になった。これはECECの社会的役割に重きを置き、こどもの就園率の向上を視野に入れている。2018年には、家庭の所得、きょうだいの減額などにより更に保育料が減額になった。なお、少子化・高齢化社会に対する教育変革を謳う中、2021年当時のマリン政権が掲げた政策戦略<sup>29)</sup>で、SDGs達成に向けて保育の無料化の実現が提言された。

2015年に制定された幼児教育法は、2018年に大きく改革され、新しい幼児教育法となった。この新法では、こどもの権利が尊重され、こどもの最善の利益を中心とした制度確立に重きが置かれた<sup>9)</sup>。

新法成立により、自治体の権限が益々強化された。特に財政予算のECECへの割り当て、保育サービスの決定、人事などを自治体が行うことになった。これは、ECECの施設（Päiväkoti 以下パイヴァコティ）<sup>注5)</sup>でのこどもや大人の生活が自治体によって異なることをさし、ECECそのものに違いが現れることを意味している<sup>9)</sup>。

2018年にはECECのコアカリキュラムの改訂も発表された。これに伴い自治体のECECカリキュラムの改訂も行われ、2019年8月から実施された。また、2018年に施行された保育者配置基準は2020年に改訂された。2016年に定められた保育者一人につきこども8名の担当を、保育者一人につきこども7名に変更した。

エシオペトゥスは、6歳児を対象として2015年8月1日より義務化された。そして、2018年の8月には5歳児向けの就学前教育（2年制就学前教育）の運用の試行が始められた<sup>30)</sup>。2019年7月まで続けられたこの試行には、全国19の自治体が参加し、約12400名の5歳児が参加した。更に2回目の試行が2020年まで行われ、25の自治体、約18600名の5歳児（全国の5歳児の約31%）が参加した<sup>30)</sup>。

これらの試行結果に基づき、国家教育委員会は、就学前教育コアカリキュラムを2014年に改訂版を作成し、これを基に「2年制就学前教育コアカリキュラム」<sup>31)</sup>を2021年2月に発表した。また、政府は「2年制就学前教育の試行に関する法律」を発表し、2020年から2024年の間を2年制就学前教育カリキュラムの試行期間とした<sup>32)</sup>。試行には、任意の自治体が参加し約1万人の児童が参加予定である。

また、フィンランドでは新たな義務教育法が2021年8月に施行され、無償の義務教育が18歳まで延長された。5歳からの就学前教育が正式に始まれば、義務教育課程は5歳から18歳までの14年間となる。ここには無償による平等な教育を提供するという意図が反映されている。

### 3.2. 実践保育でのICT活用

フィンランドでは、2016年のECECナショナル・コアカリキュラムの中でICT活用が盛り込まれ、公立・私立を問わずパイヴァコティでも活動・教材ツールとして積極的に活用されるようになった。大学研究機関でも、就学前教育におけるメディア教育のカリキュラムや教材の開発が行われている。また、2021年現在、フィンランドでは労働力人口に占めるICT分野の割合が最も高く、今後の雇用創出の可能性

が高い分野とされている<sup>6)</sup>。

ICTの利活用について就学前教育から学校教育への教育の連続性に関して注目すると、PISA調査2021<sup>33)</sup>において、学校教育でICT活用が盛んな北欧諸国（デンマーク、アイスランド、フィンランド）は、ECECの分野でもICTを積極的に導入しており<sup>34)</sup>、ECECと小学校の間のカリキュラムの連続性に配慮をしている。たとえば、フィンランドのECECコアカリキュラム<sup>26)</sup>には、小中学校のコアカリキュラムと同様、ICT（デジタル）コンピテンス（【図2】参照）を領域横断型の総合的コンピテンスの一部として位置づけ、ホリスティックな学びが社会生活の重要なコンピテンス（本邦の学習指導要領でいう「生きる力」）につながるとしている。

パイヴァコティの現場では、ICTは毎日の主活動のツールとして写真撮影、音声録音などに使用される。また、メディア教育の一環として、芸術・創造的な視点から、グラフィック、デザインの創作、ストーリーテリングなどの活動で活用されている。さらに、エシオペトゥスでは、アルファベットやコーディングの初歩がカリキュラムに盛り込まれており、ICTを利用した「論理的思考のトレーニング」が行なわれている。

### 3.3. 2030年に向けた制度改革と課題

欧州委員会<sup>6)</sup>の調査や政府の研究白書<sup>9)</sup>でも指摘の通り、フィンランドのECECにおける2030年までの課題は、乳幼児の就園率の向上と保育者の資格条件の見直しである。OECDのEducation 2030プロジェクト<sup>35)</sup>と欧州委員会が掲げる2030年への教育政策の方向性<sup>6)</sup>などを基に、他のEU諸国と比較しながらフィンランドのECECを見ると、以下の3つの課題に要約できる。

一点目は、3歳児から5歳児の就園率である。現在90.9%（2021年現在）と、EU27国の平均93.0%よりも低い<sup>6)</sup>。フィンランドの政策目標はEUが掲げる目標の96%へ達成することである。このねらいの達成に向け、保育の無償化実現は一つの戦略となる。

二点目は、2010年代後半から深刻になった保育者不足である。これについては人材確保の新たな政策的枠組みの作成が求められる<sup>6)</sup>。

三点目は、保育者の資格取得基準を高学歴化することで、専門性の高い保育者を養成・確保することである。具体的には2030年よりパイヴァコティの採用規定が変更され、その園長は、「国立大学で取得した教師資格か、応用科学大学（AMK）で取得した社会教育士（Sosionomi）<sup>註6)</sup>のどちらかの資格を有し、十分なリーダーシッ



ブ能力があり、学位は国立大学教育学部の修士課程を卒業したもの」でなければならなくなる。また、同時に公立園では「スタッフの約3分の2以上が教師か社会教育士の資格を有し、全体の半分以上のスタッフが教師の資格を有する」よう変更される<sup>9)</sup>。

従来は、上記の資格所有者に加え、中等後期教育課程（日本の高等学校に相当）の職業訓練学校で取得可能なラヒホイタヤ（lähihoitaja）の資格（社会・保健・医療の共通基礎資格）を持つ者が、本邦の保育士に似た立場で職員の大多数を占めていた。公立のパイヴァコティでは、通常、幼児約20名前後のクラスに3名のスタッフが配置されている。そのうちの1名が教師であり、教師は教育・保育計画を作成し、保護者面談を通して幼児の個別保育計画を作成する。残りの2名は保育士で、保育計画や活動計画において教師をサポートし保育に従事していた。

しかし、2030年には、パイヴァコティの3分の2のスタッフに高等教育機関（大学と応用科学大学）の学位が必要になる。そのため、ラヒホイタヤの資格だけでは、幼児教育に携われなくなる可能性が生じる。そこで、この移行期間にラヒホイタヤのみ所持するスタッフは、研修等により資格を変更することが可能となっている。この保育者資格の高学歴化は、まさにこれからのECECの質を高めるための重要な制度改革の要となっている<sup>9)</sup>。

しかし、2020年代に入り起こった新型コロナ禍は、フィンランドのECECにも多大な影響を与えた。激務に加え、職員の感染による人員の減少から、ECEC経営の維持が難しい状態になった<sup>36)</sup>。保育者の離職は、コロナ禍から増え、とりわけ、教師不足から就学前クラスの運営などに支障をきたしている自治体が出てきた<sup>36)</sup>。また、大学の養成課程への志願者の減少、さらに養成課程学生の保育者になることへの意欲低下<sup>37)</sup>などが社会的にクローズアップされた。さらに2030年に向けた幼児教育重視の考え方は、一方で保育を無視しているという指摘もある。その背景は、ECEC環境の多文化・多言語化に加え、特別支援のニーズの増加、現場職員の負担増に対する給与体系の問題などがある。

#### 4. 考察

フィンランドのECECの問題は、ここ数年のECECのサービス提供へ大きな影響を及ぼしている。保育士不足の問題等、本邦とも共通性が見られ、ポストコロナの新たな課題であると言えよう。本節では、第3節で取り上げた改革から、本邦の幼児教育・保育にとって重要な示唆となりうる事項を4点に分け考察する。具体的に

は、①多文化・多言語保育への挑戦、②それを支えるカリキュラムとICTの活用、③保育者養成課程の改善、そして、④制度改革における保育の質である。

### ① 「多文化共生・多言語社会での教育・保育」

本邦では近年、保育実践において「多様性」への対応が叫ばれている。実際、OECDの「国際幼児教育・保育従事者調査（TALIS Starting Strong 2018）以下 TALIS2018」<sup>38)</sup>において、参加国全体の現職保育者が「更なる専門性向上の必要性」として「多様性」<sup>注7)</sup>を最も強く求めているとしている。しかし、保育実践において「さまざまな民族や文化の人が描かれた本や絵を使う」といった項目において、本邦は参加国平均よりも低く、文化的多様性に関して、他国よりも関心の薄さが顕著である。多様性に関連した受講歴の項目では、本邦の保育者の70%が養成課程と現職研修の両方で受講していないと回答し、82%が今後現職研修の必要性を強く感じていることが浮き彫りになっている。本邦の現職研修への参加状況は、各国と比べ必ずしも高い参加率と言えず、14.7%が過去1年間に専門性向上のための何らかの活動の一つも参加できていないとしている。本邦でも様々な背景を持つ子どもたちの就園率が増える現在だが、多文化共生保育を学ぶためのコースや授業、現職研修の提供機会は決して多くない。

Eerola-Pennanen<sup>39)</sup>は、ECECの役割は、幼児の文化的コンピテンスを培うことであり、これを基礎として、自他の文化や思想の背景を理解し尊重する能力を獲得すると指摘した。また、ECECには、こどもの文化的アイデンティティの確立を支援する役割があり、そこでは保護者と園との連携が欠かせない。さらに言語アイデンティティと自己認知の獲得は、こどもの文化的アイデンティティの確立において重要な要素になると強調している。

現在、フィンランド都市部の公立園には、非常にさまざまな背景の異なる子どもたちが生活を送っている。統計的にみると、ヘルシンキ市には、2020年現在、0～6歳児の外国の背景を持つ乳幼児が同年齢全体の32.2%を占め、パオヴァコティに通う1～6歳の全体の5分の1が海外の背景を持つ園児だとしている。地域によっては、園の半分が移民・難民の園児という公立園もあるという<sup>40)</sup>。

上記の文化的コンピテンスの育成は、「多文化共生・多言語社会での教育・保育」を想定しているもので、フィンランドの二つのコアカリキュラム（ECECおよびエシオペトゥス）では総合的な6つのコンピテンス（【図2】参照）の中で示されている。この6つの領域は、学校教育における基礎教育コアカリキュラム<sup>41)</sup>の7つ

の領域と概ね共通しており、教育の連続性が確保されている。このような考えは、本邦における文化的コンピテンスの育成や多文化・多言語保育をカリキュラムのレベルで検討する上で、先導的なアイデアになり得ると考える。例えば、本邦の学習指導要領を配慮した長期的視点からみた乳幼児期の文化的コンピテンスの育成に関して、養成校でのカリキュラム開発において活用できないだろうか。

## ② カリキュラムとICT活用

フィンランドの5～6歳児向けエシオペトゥスでは、上記の6つのコンピテンスを伸ばすために、テーマごとのプロジェクト活動を行うことがカリキュラムで推奨されている。これは、学校教育で行われる「事象に基づく教科横断型学習プログラム」の前身になるもので、こどもがテーマを基に主体的に活動内容を考え、プロジェクトとして成果物を作成するものである。レッジョ・エメリアを基調としたこども主体のホリスティックなアプローチともいえるが、マルチリテラシーの育成をねらうICTを活用したアプローチもこのプロジェクトに含まれており、エデュケアの特徴的なスタイルと言える。こうしたICTの活用方法も本邦の保育への導入の参考となるだろう。

本邦のECECにおけるICT活用は、2015年度補正予算案において「保育所等における業務効率化推進事業」が実施されたことを受け、施設へのIT機器の設置や、保育者・職員が行う園内業務の負担削減のためのICT化が各自治体で推進されてきた。しかし、実践でのICT活用は、全国規模ではいまだ限定的である。

一方、欧州では、欧州委員会が、欧州デジタル化政策のもと、デジタル教育の重要性に関して「デジタル・コンパス2030」<sup>42)</sup>を通して、社会全体のデジタル化へ向けた具体的な数値目標を提示している<sup>43)</sup>。

こうしたデジタル機器を日常のツールとする社会文化環境において、こどもたちは、「デジタルネイティブ」と呼ばれるようになった。デジタル機器を巧みに使いこなす世代に対し、欧州では、既存の教育を抜本的に改革する必要があると主張する意見さえみられる。だが、Bennett<sup>44)</sup>など多くの研究者たち<sup>45)</sup>は、急進的な教育改革より、むしろ、実践の学びにおいて、メディアの内容を読み取り、一定の距離をおき、クリティカルな視点を持って解釈できるコンピテンス(マルチリテラシー)をこどもたちが獲得する重要性を強調している。これが、フィンランドのカリキュラムに反映されている。

フィンランドのECECでは、保育実践でのICT活用は遊びなど既にメソッド化、

理論化されている事象と比較して考えられるとし、その活用は、様々な実践スタイルに肯定的な影響があるとした知見<sup>46)</sup>が示されている。

フィンランドで興味深いのは、研究レベルにおいてICT活用の理念的位置づけを哲学的なアンティテーゼ（二極化）を基に定義している点である。こどもをICTの「消費者」または「創造者」と位置づけるか、さらに、ICT活用において、保育者を含む大人をこどもにとって「制限者」とするか「奨励者」とするかということである。これらの問いから弁証法的にICT活用の意義を導く手法<sup>47)</sup>は独特であり、ICTを新しい活動用ツールとした導入は、本邦の実践保育におけるICT活用への指標としても参考にできる。特に本邦では、今後、教育の連続性において、ECECにおけるICT活用と学校教育への連結が大きな意義を持つと考えられる。

ICTを教育の連続における重要な役割として位置づけるのであれば、本邦の保育実践での具体的な取り組みとして、3点が示唆できる。1点目は、デジタル化による保育者の業務負担削減、2点目は、遊び・学びのツールとしての活用、3点目は、こども・保護者への支援ツールとしての活用である。

1点目に関しては、様々な自治体で施設へのIT機器が設置されるようになり、園内業務へのICT化に関して多くの研究報告が見られるようになった。保育実践に目を向けると、こどもの成長を記録する「ドキュメンテーション」が重視されている<sup>48)</sup>。イタリアのレッジョ・エミリアやスウェーデンなどの取り組みが参考例として、本邦に紹介されている。フィンランドにおいてもドキュメンテーションとポートフォリオの取り組みが盛んになっており、デジタル化が促進されている。一方、本邦は、TALIS2018で「子供の発達の記録業務が多すぎることに」に関するストレスの要因として「子供の育ちや学び、生活の観察・記録に費やした時間の割合」が各国に比べ高い。こうした業務時間の改善においてもデジタル化の需要と展開は今後注目されるはずである。

2点目は、現在、遊び・学びのツールとしてのICT活用として、企業DX化によるアプリ・プログラムが開発されている。その活用のための保育者への研修の必要性と需要が今後増えるはずである。現職研修や養成校の受講プログラムとしてさらに開発が必要である。

3点目は、支援ツールとしての活用として、通っている施設で話されている言語と母語が違うこどもたちへの外国人支援用ピクトグラムの活用を指摘しておきたい。フィンランドでは、特別支援を参考に開発されたピクトグラムが全国の公立園において活用されており、こどもに加え、保育者・保護者間におけるコミュニケー

ションツールとして普及している。このような事例は、本邦の多文化共生保育においても参考にでき、養成校において多様性に対応する保育への授業づくりの一つの方法として重要となりうる。

### ③ 保育者養成課程の改善

本節の上記の①と②の内容を踏まえると、本邦において保育者養成の改善がこれからの本邦の課題となってくる。多文化・多言語教育・保育、そして実践保育でのICT活用に向けた指導体系の構築、その養成課程の整備には特に急務を要することを強調したい。短期間に目まぐるしい変化がある社会情勢の中、多様性に対応した指導体系の確立において、フィンランドの事例は参考となる。

フィンランドは、2030年に向けて「園長の修士課程修了の義務」と「教師または社会教育士資格を所持するスタッフを園に約3分の2以上配属」という資格条件を大きく変更する。これには、小・中学校教諭免許の資格条件（修士号取得）に近づけるねらいが見られる。これまで、ラヒホイタヤがパイヴァコティのスタッフの大多数を占めていたが、専門性重視と資格基準の変更によって、パイヴァコティでのラヒホイタヤの割合は減っていくだろう。

一方、本邦は、保育士不足の解決策としてラヒホイタヤ制度の導入を検討した経緯がある。人材確保を目指す本邦と保育者の専門性を重要視するフィンランドでは、この先、ECECのあり方にどのような違いが出てくるだろうか。資格取得のための高学歴化を「保育の質を確保する政策」として、フィンランドは明確に改革の中に盛り込んでいる。本邦の今後の資格制度の在り方に示唆があると考えられる。

### ④ 制度改革における保育の質

上記を踏まえると、2010年代のフィンランドの第四次制度改革を見た場合、フィンランドにとって所管一元化と新幼児教育法成立の意味は大きい。特に重要なのは、法によってこどもの権利を尊重しつつ、所管一元化によってECECを預かり保育ではなく「幼児教育」を中心に据えたエデュケアへ路線変更したことである。これは、エデュケアを学校・生涯教育も含めたすべての教育のスタートとし、将来の学びの礎石と位置づけた考え<sup>9)</sup>が背景にある。OECDは、ECECの所管部門として、「教育部門がECECを主導することを推奨」<sup>49)</sup>しており、人生早期の教育の重要性を強調するOECDの考えにフィンランドも同調した形となった。

フィンランドのコアカリキュラムにある通り<sup>26) 31)</sup>、多文化・多言語保育・教育の

ニーズが増え、すべての子どもたちの包括的な成長、発達、学びのための平等な条件の整備が、本邦でもこれからの課題となるであろう。我々は、子ども家庭庁の設立と共に何を中心に据えたECECを作っていくのか考える必要がある。

本邦では、2023年5月に「子ども基本法」が施行された。国連の「子どもの権利条約」(1989年)を、日本は、1994年に批准したものの、国連からの指摘にも関わらず国内法での整備が遅れた<sup>50)</sup>。子どもの権利条約から35年たった現在、子どもの権利を限定しうる制度変更ではなく、フィンランドの例にあるような子どもの権利を尊重し最善の利益をもたらす制度改革、それを配慮したカリキュラムの質改善が、今後、課題となるはずである。

本邦において、比較教育的な視点から就学前教育に関して考察した研究は、学校教育のもの比べると、必ずしも多くない。しかし、浜野<sup>51)</sup>が指摘している通り、国際的な比較において、以下の三つの側面から「保育の質」を捉えることが一般になってきている。1.「構造の質」(物的・人的環境の全体的な構造)、2.「プロセスの質」(子どもと保育者など人々の関係性)、3.「結果の質」(認知能力、非認知能力、子どものウェルビーイングなど)である。

本節で論じたフィンランドの10年の改革をこの三つの側面からみると、「構造の質」では、ECECの所管一元化から子どもの権利を重視した新法を施行したことにより、構造全体の枠組みが刷新されたことは重要である。これに伴い、コアカリキュラムも教育文化省によって学校教育と接続される内容に改訂された。保育現場においては、子どもに手厚い配置基準を実現し、就学前教育や多文化共生保育においてICTを支援ツールとして積極的に活用することで、「プロセスの質」の改善に役立っている。2030年に向けた園長や保育者の高学歴化は政策上、大きな変化となる。これらの改革が「結果の質」という側面において、どのように反映されるかは、今後注目すべきである。

## 5. まとめ

本稿は、2013年からの約10年間に起こったフィンランドのECECに関連する法・制度改革をまとめ、本邦の幼児教育・保育にとって有益と思われるカリキュラム内容や、エデュケアに特徴的な多文化保育や実践保育でのICT活用に関して考察した。

まず、第3節(3.1)では、以下が明らかになった。2013年に行われた、ECECの社会保健省から教育文化省への所管移行は、就学前教育との所管一元化をもたらした。国家教育委員会による新たなECECと就学前教育のための2種のコアカリ

キュラムは、学校教育カリキュラムとの共通性を持たせることで、連続性が確保された。また、新法と新カリキュラムに加え、評価基準（KARVI）の完成も重要となった。

次に、ECECでのICT活用（3.2）は、2016年のECECコアカリキュラムに盛り込まれ、実践において活用されている。また、保育者の資格等の条件（3.3）として、2030年までに「園長の修士課程修了」と「園のスタッフの約3分の2以上の教師か社会教育士の資格取得」に変更となった。

本稿では、フィンランドの制度改革の意図は、従来のECECを「学校教育と連結させる幼児教育」を重視したエデュケアへシフトし、保育者の高学歴化、こどもにとってより手厚い配置基準、さらに活動・業務を支えるICT活用によってECECの質をさらに追究するものであると分析した。そこで、本邦の現状に照らし合わせ、参考となる要素を抽出し、第4節で考察した結果、本邦における多文化・多言語共生教育・保育への挑戦として、保育者へ向けた多様性に関する養成と研修、それを支えるカリキュラムの質改善とICT活用の導入、そして保育者養成課程の整備において、フィンランドの制度改革の内容と直面する課題は、重要な示唆となる可能性がある結論づけた。

## 注

- （注1）非認知スキル（non-cognitive skills）とは、学力以外の能力（学習意欲や忍耐強さ、やり抜く力など目に見えない力）を指す。OECDの研究では、「社会情動的スキル」とも呼ばれる。
- （注2）フィンランドの全日保育での配置基準は、保育者一人当たり0～3歳児は4名まで、一クラス12名まで。3歳児以上は、7名まで一クラス21名までとなっている。
- （注3）「個人が保育を受ける権利（subjektiivinen päivähoidto-oikeus）」とは、両親が失業中や育児休暇中などの場合でも、こどもは保育を受ける権利があるとしたものである。
- （注4）ECECコアカリキュラムと就学前教育コアカリキュラムは、それぞれ全国と各自自治体のものに分けられる。
- （注5）パイヴァコティ（päiväkoti）は、フィンランドのECEC施設を指す。パイヴァコティは、単なる保育・託児所ではなく、教育と保育が一体化した幼保連携施設である。また園内に就学前クラスがある施設が多い。詳細は引用文献（7）を参照。
- （注6）Sosionomi ソシオノミはフィンランドの応用科学大学にて取得できる社会サービス上の資格で、英訳ではBachelor of Social Servicesを指す。
- （注7）TALIS2018調査での多様性には、①多様な背景（文化的多様性、経済的困難、宗教）を持つこどもの保育、②二か国語を話すこどもの保育、③特別な支援を要するこどもの保育の3項目が含まれる。

## 謝辞：

本研究は、JSPS 科研費 23K12828（若手）「フィンランドのエデュケアにおける ICT活用と実践へ向けた日本版の指導案・教材開発」（研究代表者：匠瑛岳美）の助成を受けて行われた。

## 引用文献

- 1) Heckman, J. & Masterov, D. (2007). The Productivity Argument for Investing in Young Children. *Applied Economic Perspectives and Policy*, 29(3), 446-493.
- 2) European Commission (2018). Proposal for a Council Recommendation on High Quality Early Childhood Education and Care Systems. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52018DC0271> (情報取得2023年5月2日)
- 3) OECD (2017) *Starting Strong V. Transitions from Early Childhood Education and Care to Primary Education*. <https://doi.org/10.1787/25216031> (情報取得2023年5月14日)
- 4) 内閣府（編）(2015)『諸外国におけるこどもの貧困対策に関する調査研究』報告書. [https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h27\\_gaikoku/index.html](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h27_gaikoku/index.html) (情報取得2023/05/02)
- 5) European Commission (2023) *Education and Training MONITOR 2023*. <https://op.europa.eu/webpub/eac/education-and-training-monitor-2022/en/index.html> (情報取得 2023/05/12)
- 6) European Commission (2022) *Education and Training Monitor. Finland* <https://op.europa.eu/webpub/eac/education-and-training-monitor-2022/en/country-reports/finland.html> (情報取得2023/05/09)
- 7) 匠瑛岳美、小笠原明子、前田泰弘 (2023) フィンランドの乳幼児期からの教育と保育 (ECEC) における保育制度の成立とその改革. 保育学研究, 第61巻, 1号, 79-89.
- 8) 国立教育政策研究所 (2006) OECD生徒の学習到達度調査 (PISA). 2006年調査国際結果の要約. [https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2006/03\\_result.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2006/03_result.pdf) (情報取得2023年5月3日)
- 9) Karila, K., Kosonen, Tuomas., & Järven・Kallas, Satu. (2017). *Varhaiskasvatuksen kehittäminen tiekartta vuosille 2017–2030. Suuntaviivat varhaiskasvatuksen osallistumisasteen nostamiseen sekä päiväkotien henkilöstön osaamisen, henkilörakenteen ja koulutuksen kehittämiseen*. Helsinki: Opetus- ja kulttuuriministeriön julkaisuja 2017, 30.
- 10) Alila, Kirsi., Eskelinen, Mervi., Estola, Eila., Kahiluoto, Tarja., Kinos, Jarmo., Pekuri, Hanna-Mari., Polvinen, Minna., Laaksonen, Reetta. & Lamberg, Kirsi (2014). *Varhaiskasvatuksen historia, nykytila ja kehittämisen suuntalinjat*, Helsinki: Opetus- ja kulttuuriministeriön työryhmämuistioita ja selvityksiä 2014, 12.
- 11) Koivula, Merja., Siippainen, Anna., Eerola-Pennanen, Paula (Eds.) (2022). *Valloittava varhaiskasvatus, Oppimista, osallisuutta ja hyvinvointia*. Tampere: Vastapaino.
- 12) Eerola, Petteri., Repo, Katja., Alasuutari, Maarit., Karila, Kirsti & Lammi-Taskula, Johanna (Eds.) (2022). *Lastenhoidon ja varhaiskasvatuksen monet polut, Lasten perheiden ja politiikan näkökulmia*. Tallinn: Gaudeamus.
- 13) Karila, Kirsti & Lipponen, Lasse (Eds.) (2013). *Varhaiskasvatuksen pedagogiikka*. Tampere:



Vastapaino.

- 14) 山田 敏 (2007) 北欧諸国の就学前教育. 明治図書出版.
- 15) 中村恵、小柳和喜雄、古川恵美 (2019) 社会情動的スキルを育む就学前教育の在り方～フィンランドの幼児教育に学ぶ～. 畿央大学紀要, 16, 2, 19-34.
- 16) 匝瑳岳美、小笠原明子、前田泰弘 (2021) フィンランドの幼児教育・保育政策の変革と展望(1)～フィンランド「乳幼児期からの教育と保育 (ECEC)」の誕生と保育制度確立への道～. 保育文化研究, 13, 65-77.
- 17) 秋田喜代美、宮田まり子、野村祥子 (編著) (2022) ICTを使って保育を豊かに, 中央法規.
- 18) 井上知佳& Koski, Anne (2021) フィンランドにおける幼児教育ガイドラインの概説. 日本保育学会, 世界の保育関連指針・要領の概説 <http://www.jsrec.or.jp/wpsite/wp-content/uploads/2021/08/7finland.pdf> (情報取得2023/05/01)
- 19) OECD (2001-2023) *Starting Strong*. Paris: OECD Publishing. (情報取得 2024/01/16)
- 20) 内閣府 (2023) こども・子育て本部、調査・白書・公表資料. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/navigation/kouhyou.html> (情報取得2024/01/12) または、認定こども園. 関連情報. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/jouhou.html> (情報取得2024/01/12)
- 21) 文科省 (2023) *幼児教育の振興*. [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/b005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/b005.htm) (情報取得2024/01/12)
- 22) 厚生労働省 (2023) *保育関係* [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html) (情報取得2024/01/12)
- 23) こども家庭庁 (2023) <https://www.cfa.go.jp/top/> (情報取得2024/01/28)
- 24) Eerola-Pennanen, Paula., Vuorisalo, Mari. & Raittila, Raija (2022) Johdatus varhaiskasvatukseen. In *Valloittava varhaiskasvatus Oppimista, osallisuutta ja hyvinvointia*, Tampere: Vastapaino, 21-36.
- 25) Opetushallitus (2022) *Esiopetuksen opetussuunnitelman perusteet. 2014* (2022年に一部改正) [https://www.oph.fi/fi/koulutus-ja-tutkin/not/esiopetuksen-opetussuunni\\_telmien-perusteet](https://www.oph.fi/fi/koulutus-ja-tutkin/not/esiopetuksen-opetussuunni_telmien-perusteet) (情報取得2023/05/03)
- 26) Opetushallitus (2022) *Varhaiskasvatuksen perusteet*. [https://www.oph.fi/sites/default/files/documents/Varhaiskasvatussuunnitelman\\_perusteet\\_2022\\_0.pdf](https://www.oph.fi/sites/default/files/documents/Varhaiskasvatussuunnitelman_perusteet_2022_0.pdf) (情報取得2023年5月3日)
- 27) OECD (2006) *Starting Strong II* <https://www.oecd.org/education/school/startingstrongiiyearlychildhoodeducationandcare.htm> (情報取得2023/5/14)
- 28) Karila, Kirsti (2013) Ammattisukupolvet varhaiskasvatuksen pedagogiikan toteuttajana ja kehittäjänä. In *Varhaiskasvatuksen pedagogiikka*, Tampere: Vastapaino, 9-29.
- 29) Valtioneuvosto (2021) *Hallitusohjelma. 3. Strategiset kokonaisuudet. 3.7 Osaamisen, sivistyksen ja innovaatioiden Suomi*. <https://valtioneuvosto.fi/marinin-hallitus/hallitusohjelma/osaamisen-sivistyksen-ja-innovaatioiden-suomi> (情報取得 2023/05/02)
- 30) Holappa, Arja-Sisko., Costiander, Kati., Haanpää, Sanna. & Kola-Torvinen, Pia (2019) *Kaksivuotinen esiopetus. Alustava selvitys 2019*. Helsinki: Opetushallitus.
- 31) Opetus- ja kulttuuriministeriö (2021) *Kakasivuotisen esiopetuksen kokeilun opetussuunnitelman perusteet*. [https://www.oph.fi/fi/tilastot-ja-julkaisut/julkaisut/kak\\_sivuotisen-esiopetuksen-](https://www.oph.fi/fi/tilastot-ja-julkaisut/julkaisut/kak_sivuotisen-esiopetuksen-)

- kokeilun-opetus suunnitelman-perusteet (情報取得2023/05/09)
- 32) Opetus- ja kulttuuriministeriö (2019) *Maksuttoman esiopetuksen kokeilu jatkuu ja laajenee - 18600 viisivuotiasta mukaan*. [https://minedu.fi/-/maksuttoman-varhais kasvatuksen-kokeilu-jatkuu-ja-lajajenee-1-600-viisivuotiasta-mukaan](https://minedu.fi/-/maksuttoman-varhais-kasvatuksen-kokeilu-jatkuu-ja-lajajenee-1-600-viisivuotiasta-mukaan) (情報取得2023/05/01)
  - 33) OECD (2021) *Upgrading the ICT questionnaire items in PISA 2021*. <https://dx.doi.org/10.1787/d0f94dc7-en> (情報取得2023/05/04)
  - 34) 上田星 (2021) デンマークの保育施設におけるICT活用についての予備的研究：保育実践場面の使用頻度及び目的, 教育学論究, 153-164.
  - 35) OECD (2023) THE FUTURE OF EDUCATION AND SKILLS Education 2030. <https://www.oecd.org/education/2030-project/> (情報取得2023/05/18)
  - 36) Katja Kuokkanen (2023). Päiväkotien ahdinko Helsingin seudulla on syvempi kuin luvuista näkyy. *Helsingin Sanomat*, 31.03.2023, <https://www.hs.fi/kaupunki/art-2000009480753.html?share=249317f1b4e6bf51d09366ee0a27216a> (情報取得2023/05/09)
  - 37) Noona Bäckgren (2023) Varhaiskasvatuksen opiskelijat kerovat kokemuksistaan päiväkodeissa: "Päätin, etten aio pysyä alalla". *Helsingin Sanomat*, 31.03.2023, <https://www.hs.fi/kaupunki/helsinki/art-2000009474025.html?share=1e826929284c76b0d83ee997a606f39d> (情報取得2023/05/09)
  - 38) 国立教育政策研究所 (2021) 幼児教育・保育の国際比較. OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018報告書 [第2巻]. 働く魅力と専門性の向上へ向けて. 国立教育政策研究所.
  - 39) Eerola-Pennanen, Paula (2022) Kulttuurinen monimuotoisuus. *Valloittava vahaiskasvatus*. Koivula, Siippanen & Eerola-Pennanen (Eds.). Tampere: Vastapaino, 227-240.
  - 40) Ahtiainen, Hanna., Mäki, Netta., Määttä, Suvi., Saukkonen, Pasi., & Yijälä, Anu. (2020). *Ulkomaalaistaustaisten lasten ja nuorten hyvinvointi Helsingissä*. Helsingin kaupunki [https://www.hel.fi/hel2/tietokeskus/julkaisut/pdf/21\\_02\\_04\\_Tutkimuksia\\_5\\_Ahtiainen\\_Maki\\_Maatta\\_Saukkonen\\_Yijala.pdf](https://www.hel.fi/hel2/tietokeskus/julkaisut/pdf/21_02_04_Tutkimuksia_5_Ahtiainen_Maki_Maatta_Saukkonen_Yijala.pdf) (情報取得2024/01/08)
  - 41) Opetushallitus (2014) *Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet*. Opetushallitus.
  - 42) 日本貿易振興事業 (JETRO) (2023) 復興基金と主要加盟国のデジタル政策EUデジタル政策の最新動向 (第4回) [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/eca9090eff406247/20220023\\_04.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/eca9090eff406247/20220023_04.pdf) (情報取得2023/05/09)
  - 43) 日本貿易振興事業 (JETRO) (2021) 欧州委、2030年までの官民のデジタル化目標提案 <https://www.jetro.go.jp/biznews /2021/03/a5a74fb48dd9c77c.html> (情報取得2023/05/09)
  - 44) Bennett, John (2008) *Early childhood services in the OECD countries: Review of the literature and current policy in the early childhood field*. Innocenti Working Paper No.2008-01, Florence, UNICEF Innocenti Research Centre.
  - 45) Noppari, Elina (2014) *Mobiilimuksut. Lasten ja nuorten mediaympäristön muutos. Osa 3*. Tampere: Journalismin, viestinnän ja median tutkimuskeskus COMET.
  - 46) Koivula, Merja & Mustola, Marleena (2015) Leikisti Pelissä -pohdintaa lasten digitaalisen pelaamisen ja leikin suhteessa. *Pelitutkimuksen vuosikirja 2015*. Rainen Koskimaa (ed.), Tampere: University of Tampere, 39-53.
  - 47) Kupiainen, Reijo (2009) Lasten mediasuhteet mediakasvatuksen kysymyksenä *Suteessa*

- mediaan*. Sirku Kotilainen (ed.). Jyväskylä: Nykykulttuurin tutkimuskeskuksen julkaisuja, 99, 167-183.
- 48) Dahlberg, Gunilla., Moss, Peter., & Pence, Alan. (2022) 保育の質を超えて－評価のオルタナティブを探る (浅井幸子監訳). ミネルヴァ書房. (Dahlberg, Gunilla., Moss, Peter., & Pence, Alan. (2013) *Beyond Quality in Early Childhood Education and Care: Languages of Evaluation 3ed.* Routledge)
- 49) 一見真理子 (2016) OECD の保育 (ECEC) 政策へのインパクト. 日本保育学会編. 保育学講座 2. 保育を支えるしくみ. 制度と行政. 東京大学出版会. 119-144.
- 50) 柚木まり&川上義則 (2022) 「こどもの人権」日本で理解進まないのはなぜ? 国連の「権利条約」世界158番目批准から28年、やっと議論開始. 東京新聞, 2022年5月5日, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/175490> (情報取得2023/05/09)
- 51) 浜野隆 (2021) 幼児教育・保育の国際的動向. 比較教育学研究. 63, 2-17.

